

かゆりスクール（放課後等デイサービス）の運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人英集会が設置するかゆりスクール（以下「事業所」という。）において実施する指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「障害児通所支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が、支給決定保護者（以下「利用者」という。）及び障害児に対し、適正な障害児通所支援事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を取得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重して、常に利用者及び障害児の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（令和元年岐阜市条例第3号）に定める内容の他、関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 かゆりスクール
- （2） 所在地 〒501-1183 岐阜県岐阜市則松1丁目24番地

（従業所の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤従業者1名）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。又、年間予約利用者の身辺自立の支援や社会生活のルールを身につけるための支援計画を作成し、従業者間の共通理解を図り、安全安心な見守りや支援を行えるようにする。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤従業者兼務1名)

障害特性や障害児の生活実態に応じ、必要な個別支援計画の作成・評価

及

び支援を行うとともに、他の従事者に対する技術指導又は助言を行う。

(3) 保育士又は児童指導員 2名以上

計画に基づき障害児に対し日常生活上の支援、相談、介護等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月14、15日を含む数日、

及び12月30日から1月3日を含む数日を除く。

また、長期間(5日以上)の連休となる場合は、

事前に利用者及びその家族並びに関係機関に周知の

上、祝日又は休日を営業日にすることがある。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間

①平日 11:00~18:00

②学校休業時※ 9:00~18:00

※夏休み等の長期休業期間や、振替休日等。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 利用定員 10名

(2) 事業所は、前項の定員を超えて事業の提供を行ってはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業を提供する主たる対象者)

第7条 障害児通所支援事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

指定放課後等デイサービス 障害児(就学児)

(事業の内容)

第8条 この事業所が提供する障害児通所支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定放課後等デイサービス計画の作成

(2) 日常生活の支援

① 日常生活における基本的な動作の指導

② 集団生活への適応訓練

③ その他必要な支援

(3) 送迎サービス

事業所の所有する車両により障害児の、特別支援学校・小学校・中学校・ご自宅等から事業所との間の送迎を行う。尚、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮する。

(利用者からの受領する費用の額等)

第9条 事業所は、障害児通所支援事業を提供した際は、利用者から、当支援にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害児通所支援事業を提供した際は、前項に掲

げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、第2項の支払いを受ける額のほか、障害児通所支援事業において提供さ

れる便宜に供する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で

あって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払いを利用者から受

けることができるものとする。

4 事業所は、第3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用

を支払った利用者に対して交付しなければならない。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得

なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、岐阜市・山県市・本巣市・北方町・瑞穂市・大垣市・大野町・揖斐川町・関市・各務原市・美濃市・池田町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、障害児通所支援事業の提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置

を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、消防法その他関係法令の定めるところにより、全従業員が火災その他災害の発生を未然に防ぐよう努める他、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した障害児通所支援事業に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤ 虐待防止委員会の設置などに関すること

本事業所は、障がい児の人権の擁護、虐待防止のため、虐待防止委員会を設置するとともに、従業員に研修を実施する等の措置を講じる。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は利用者の生命又は身体

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行

為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。
- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。

(本人の意向を踏まえたサービス提供)

第17条 事業所は、利用者や保護者の意思に反する異性介助がされないよう、サービス提供に関する意向を把握するとともに、利用者や保護者の意向を踏まえたサービス体制の確保に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年3回
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘らしではならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人英集会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。
平成29年 5月 1日(一部改正)
平成30年 3月11日(一部改正)
平成30年11月21日(一部改正)
平成31年 4月 1日(一部改正)
令和 元年 6月 1日(一部改正)
令和 元年 9月 1日(一部改正)
令和 2年 4月 1日(一部改正)
令和 2年 4月27日(一部改正)
令和 3年 2月 1日(一部改正)
令和 4年 4月 1日(一部改正)
令和 4年 7月11日(一部改正)
令和 4年 9月 1日(一部改正)
令和 4年12月 1日(一部改正)
令和 5年 3月 1日(一部改正)
令和 6年 4月 1日(一部改正)

原本と相違ないことを証明する。

令和 6年 4月 1日

社会福祉法人 英集会
理事長 福 富 悌